

社発第 T-253 号  
平成 29 年 7 月 14 日

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表取締役社長 小林 英三

株式併合に伴う貸借取引の取扱い等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、標記の件について下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 株式併合を行う銘柄

| 銘柄   | 株式併合前<br>最終申込日   | 基準日              | 効力発生日<br>併合比率                | 売買単位の変更<br>(変更前)   |
|--|------------------|------------------|------------------------------|--------------------|
| モロゾフ(株)株式<br>(2217)<br>東京証券取引所市場分<br>貸借銘柄    | 平成 29 年 7 月 26 日 | 平成 29 年 7 月 31 日 | 平成 29 年 8 月 1 日<br>10 株を 1 株 | 100 株<br>(1,000 株) |
| トミタ電機(株)株式<br>(6898)<br>東京証券取引所市場分<br>貸借融資銘柄 | 同 上              | 同 上              | 平成 29 年 8 月 1 日<br>10 株を 1 株 | 100 株<br>(1,000 株) |
| (株)光彩工芸株式<br>(7878)<br>東京証券取引所市場分<br>貸借融資銘柄  | 同 上              | 同 上              | 平成 29 年 8 月 1 日<br>10 株を 1 株 | 100 株<br>(1,000 株) |
| (株)ナイガイ株式<br>(8013)<br>東京証券取引所市場分<br>貸借銘柄    | 同 上              | 同 上              | 平成 29 年 8 月 1 日<br>10 株を 1 株 | 100 株<br>(1,000 株) |
| (株)東京楽天地株式<br>(8842)<br>東京証券取引所市場分<br>貸借融資銘柄 | 同 上              | 同 上              | 平成 29 年 8 月 1 日<br>10 株を 1 株 | 100 株<br>(1,000 株) |

| 銘 柄   | 株式併合前<br>最終申込日 | 基準日        | 効力発生日<br>併合比率       | 売買単位の変更<br>(変更前) |
|---|----------------|------------|---------------------|------------------|
| 東京急行電鉄株式会社<br>(9005)<br>東京証券取引所市場分<br>貸借銘柄  | 平成29年7月26日     | 平成29年7月31日 | 平成29年8月1日<br>2株を1株  | 100株<br>(1,000株) |
| スバル興業株式会社<br>(9632)<br>東京証券取引所市場分<br>貸借融資銘柄 | 同 上            | 同 上        | 平成29年8月1日<br>10株を1株 | 100株<br>(1,000株) |
| オーエス株式会社<br>(9637)<br>東京証券取引所市場分<br>貸借融資銘柄  | 同 上            | 同 上        | 平成29年8月1日<br>5株を1株  | 100株<br>(1,000株) |

## 2. 貸借取引の取扱い

### (1) 貸借取引残高に係る取扱い

- ① 当該銘柄に係る貸借取引残高は、株式併合の効力発生日の3営業日前である7月27日(木)(申込日)をもって併合比率を乗じて得た株数に読み替えます。
- ② 7月27日(木)の当該銘柄に係る貸借値段は、当日の金融商品取引所(以下「取引所」という。)における普通取引の最終値段とします。ただし、当日にいずれの取引所においても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した取引所の基準値段を当日の貸借値段とします。
- ③ 株式併合前最終申込日の翌営業日(申込日)において、当該銘柄に係る貸付金および貸株等代り金の返済は、読み替え後の株数に同日の貸借値段を乗じた額により行うものとし、当該読み替え後の株数に貸借値段を乗じて算出した貸付金または貸株等代り金の額と、前日の貸付金または貸株等代り金の額との差額については、8月1日(火)(決済日)に更新差金として授受します。
- ④ その他の取扱いは、他の貸借取引対象銘柄と同様とします。

### (2) 品貸取引に係る取扱い

- ① 株式併合前最終申込日(約定日)分の品貸取引で借入れた当該銘柄の返済については、併合比率を乗じて得た後の株数により行うものとし、借株等代り金の返済は当該読み替え後の返済株数に株式併合前最終申込日の翌営業日の貸借値段を乗じた額により行うものとします。当該借株等代り金の返済額と借入日における借株等代り金の額との差額については、8月1日(火)(決済日)に品貸更新差金として授受します。
- ② その他の取扱いは、他の貸借銘柄と同様とします。

## 3. 貸借担保金代用有価証券の取扱い

担保として差入中の当該銘柄については、7月31日(月)までにお引き出し下さい。なお、担保としての受け入れは、翌営業日の8月1日(火)より再開いたします。